

善通寺市新図書館の運営方針（案）

平成31年4月

善 通 寺 市

善通寺市教育委員会

1. 新図書館のコンセプト

(1) 基本コンセプト

本と出会い、人がつながり、夢をはぐくむ図書館

(2) 基本方針

- ◆ 多様な情報に出会う場
- ◆ 文化活動・交流の場
- ◆ 語らい・触れあいの場
- ◆ “知る楽しさ”を体感する場
- ◆ 好奇心をはぐくむ場

(3) 新図書館におけるサービス目標

項目	サービス目標	現状（H29 年度実績）との比較
① 蔵書数	約 197,000 冊	2.03 倍
② 施設規模	約 2,300 m ²	2.87 倍
③ 年間貸出点数	483,000 点	3.17 倍
④ 人口 1 人当たり貸出点数	14.2 点	3.02 倍
⑤ 年間来館者数	約 400,000 人	2.92 倍

※ ③、④については「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（H24）」の目標基準例を参考に設定。

※ ⑤については、複合施設として整備されている他市図書館実績を参考に設定。

2. 新図書館に求められる役割

(1) サービス内容の特色化

従来からの統一的なサービスに加え、自治体の特性や取り巻く環境に応じたサービス内容の特色化が必要です。新図書館においては、子どもや子育て世代向け事業を実施してサービス向上に取り組むなど、より特色を持ったサービス展開を検討していく必要があります。

(2) 子どもや高齢者など幅広い利用者への読書環境を支援

図書館は誰でも自由に利用できることから、幅広い利用者への読書環境の支援が必要です。

乳幼児や児童に向けたおはなし会など、成長段階に応じた読書機会の提供や、今後増加が見込まれる高齢者、また今まで図書館の利用が少なかった男性層や中高生を中心とした若年層など幅広い利用者への読書環境支援が求められます。

(3) 生涯学習の支援や地域との連携強化

地域や利用者に親しまれる図書館として、カウンターでの貸出や図書館でのおはなし会の開催など利用者の来館を待つ姿勢から、利用者の来館を促すために、職員が図書館から出ていく必要があると考えます。今まで十分とは言えなかった図書館と地域や学校図書室との連携強化、利用者が抱える多様な課題解決に向けた支援など、生涯学習の支援や地域との連携強化によるサービスの充実が求められます。

3. 目指す図書館像

(1) 子どもの成長を支え、子育てを応援する図書館

子どもの生きる力をはぐくむ読書活動を支え、子育て世代が求める様々な情報と空間を提供するとともに、未来の善通寺市を担う子どもたちがその可能性を大きく伸ばす「居場所」となる図書館を目指します。

【整備方針】 ・0歳から本と触れ合える環境づくり
・本に囲まれて成長する子どもを見守り、親子でくつろげるスペースの確保

(2) 「知りたい」に応える図書館

市民が求める資料・情報は、あらゆる手段を尽くして探索し提供するとともに、本を活用して得た知識や活動の成果を、様々な手法によって公開・共有することで、新たな知識の蓄積が可能となる図書館を目指します。

【整備方針】 ・情報コーナーの設置（健康、子育て、ビジネス支援、ベストセラー等）
・オンラインデータベースの充実

(3) 誰もが集える図書館

美術館や子育て支援センター、行政部局との連携、公園や旧善通寺偕行社、ステップガーデンを活用した「学びと交流の場」を創出し、「あの図書館があるから善通寺市で暮らしたい」と思えるシビックプライドを醸成する図書館を目指します。

【整備方針】 ・ゆったりとした閲覧席
・ステップガーデンや公園等を活用した企画イベントの実施

4. 図書館の運営方法

図書館の運営方法としては、自治体職員が図書館業務に従事する「直営方式」、窓口業務を中心に民間事業者を活用した「業務委託方式」、図書館の管理運営を一括して民間事業者に任せる「指定管理方式」の3つの手法があります。

運営方法	内容	導入実績
直営方式	自治体職員による運営	2,336館 (71.37%)
業務委託方式	自治体職員＋委託職員による運営	369館 (11.28%)
指定管理方式	館長を含む職員、運営、施設管理等を全て委託	568館 (17.35%)

参考：図書館年鑑 2018

5. 運営方法の比較

(1) 業務委託方式と指定管理方式の違い

業務委託方式は、窓口業務を中心とした図書館業務を市の指示のもと、市が定めた契約範囲で行うもので、一次的には民間事業者が対応するものの管理運営責任はあくまで市となります。

指定管理方式は、館長を含めた人員配置や施設の維持管理など図書館運営業務を民間事業者任せ、市が定める業務要求水準書に基づき、民間事業者の創意工夫によって運営する体制となります。

区分	業務委託	指定管理
図書館運営	委託契約に沿った定型的な運営	業務要求水準書に沿った自主的な運営
人的配置	市職員（ただし窓口業務は民間事業者）	館長を含め民間事業者（市職員の配置なし）
施設管理	市	民間事業者
費用負担	窓口業務委託分	窓口業務、施設管理費等

(2) 運営方法のメリット・デメリット

各運営方式におけるメリット・デメリットの主なポイントとしては、①利用者サービス、②人員体制、③施設運営の3つが挙げられます。

① 利用者サービス

〈直営方式〉

- ・市の意向に沿ったサービス展開が可能。
- ・多様化する図書館ニーズに対し、従来のサービス提供では求められるサービスと乖離していく懸念があり、ノウハウや地域連携等のアイデア不足に対する図書館機能の強化に課題が残る。

〈業務委託方式〉

- ・市の意向に沿ったサービス展開が可能。
- ・事業内容が契約範囲に限定され、新図書館に求められる新たなニーズに対して、市として知識やノウハウが十分でないことから、新たなサービス展開が不十分となる。

〈指定管理方式〉

- ・民間事業者が持つノウハウや人的資源の有効活用により、事業内容の充実や新たな図書館ニーズに対して迅速に対応することが期待できる。
- ・提供する図書館サービスに対し、市が評価・指導する必要がある。

② 人員体制

〈直営方式〉

- ・これまでの図書館業務で培ってきた経験や知識の活用が可能。
- ・現行の業務体制や職員が持つ知識や業務スキルでは、新たなニーズへの対応が困難となる可能性があり、職員体制の確保や職員スキルの向上に課題が残る。

〈業務委託方式〉

- ・これまでの図書館業務で培ってきた経験や知識の活用が可能。
- ・司書資格者などの専門性の確保や、新規事業への対応などには職員体制の確保が必須となり、図書館機能の強化に課題が残る。

〈指定管理方式〉

- ・司書資格等の専門性を持つスタッフを確保し、弾力的な人員配置をすることで利用者の読書相談やレファレンス対応など、利用者が求める生涯学習支援が期待できる。
- ・これまでの図書館運営経験の継承や他部署との連携に不安が残る。

③ 施設運営

〈直営方式〉

- ・市職員が施設に常駐することから、運営状況や施設管理状況の把握が容易。
- ・ライフスタイルの多様化による利用時間の拡充等については、市職員の増員配置等の対応が必要となる。

〈業務委託方式〉

- ・市職員が施設に常駐することから、運営状況や施設管理状況の把握が容易。
- ・緊急事態やトラブル発生時においては、一次的に民間事業者が対応するものの市の最終的な判断が必要となり、迅速な対応が取れず責任の所在が不明確となる。

〈指定管理方式〉

- ・市職員が従来から培ってきた経験や知識に加え、民間事業者が持つ新たなノウハウ等との相互連携により、職員スキルの維持・向上や図書館機能の強化が期待できる。
- ・事業を一任することで、運営状況や施設管理状況の把握が希薄となる懸念がある。

6. 新図書館の運営方針

利用者数の増加や多様化する図書館ニーズへの対応など図書館を取り巻く環境の変化を踏まえると、今後、市として図書館施策を展開するには、図書館機能の強化が必須となります。

また、従来からの基礎的な図書館サービスに加え、自治体の特性や取り巻く環境に応じたサービス内容の特色化等、図書館に求められる役割に対応するためには、市が持っていないスキルやノウハウが必要となります。

新図書館では指定管理方式を採用し、民間事業者の創意工夫や自主的経営を活用して、基礎的サービスの充実と新しい図書館サービスの実現を図ります。

7. 指定管理方式の課題解決に向けて

指定管理方式の導入にあたっては、指定管理方式の課題として懸念される以下の事項について十分に配慮する必要があると考えます。

① 資料収集（選書・除籍）の中立性

【課題】

図書館運営においては、図書館にある蔵書構成を把握し、地域特性や利用者ニーズなどを踏まえた、継続的で中立性のある資料収集が求められます。



【課題に対する考え方と対応】

資料収集については、「図書館資料収集方針」や「善通寺市立図書館除籍基準」に基づく選書・除籍会議を開催し、司書資格者が持つ専門的な視点を取り入れるなど指定管理者と協力しつつ、市が責任をもって最終的な選書・除籍を行うことで、市職員と指定管理者相互のレベルアップにもつながり、資料収集方針に基づく継続的かつ中立性を保った資料収集が可能と考えます。

② 図書館運営の継続性

【課題】

業務期間が3～5年と限定された期間であることから、図書館運営の継続性や利用者サービスの質的低下などが懸念されます。



【課題に対する考え方と対応】

市と指定管理者が情報共有と相互理解を図ることで、利用者サービスの向上が可能になるとともに、市が定める業務要求水準書等に基づき、定期的な事業評価を行うことで利用者サービスが低下することなく、安定した図書館運営が可能になると考えます。

③ 運営経費の削減

【課題】

社会教育施設である図書館は、公共の利益を最優先に考える施設であり、営利を目的とする民間事業者が管理・運営を行うことは経費削減を最大の目的とすることにつながり、社会教育施設としての設置目的を否定することになるとの指摘があります。



【課題に対する考え方と対応】

市が業務要求水準書等によって、目指す図書館像や利用者サービスの向上など明確な図書館運営方針を示すとともに、指定管理者が実施する事業内容を確認・指導・評価することで、図書館サービスの一層の向上と適切な管理・運営が可能になると考えます。

④ 行政との意思疎通

【課題】

図書館の管理・運営を指定管理者が行うことによって、市の政策動向が把握しにくくなるなど、市と指定管理者との間で意思疎通が困難になるとの指摘があります。



【課題に対する考え方と対応】

市と指定管理者との定例的な会議の実施に加え、様々なレベルでの打ち合わせを随時行い、図書館施策の方向性の確認や利用者ニーズの把握を共有することで意思疎通不足は解消され、図書館サービスに支障は生じないと考えます。